資料1－2

刑事部の決裁区分

令和８年７月１日

刑事部長

１　部長まで決裁を要するもの

(1)　終局処分及び勾留延長

ア　検事正及び次席検事の決裁を要する事件（裁判員裁判対象事件等のほか、部長が必要と認めたもの）

イ　否認事件（犯行態様の一部否認等で、副部長が不要と認めたものは除く）

ウ　拘禁刑５年を超える求刑を行う事件（決裁未了であるが同求刑が見込まれる場合を含む）

エ　不起訴処分のうち、裁定主文が嫌疑不十分の事件（副部長が不要と認めたものは除く）

オ　以下のいずれかの類型に該当する事件で、副部長が必要と認めたもの

(ｱ)　立証構造の柱が被疑者の自白となる事件等、自白事件でも否認に転じた場合に立証が困難になるおそれのある事件

(ｲ)　証拠上、犯人性について慎重な検討を要する事件

(ｳ)　知能犯事件（詐欺、横領、背任等）のうち、犯行態様が定型的でないもの

(ｴ)　処理例の少ない特別法違反・条例違反事件

(ｵ)　社会的に耳目を集める事件

(ｶ)　検察審査会への申立が想定される事件

(ｷ)　その他、副部長が必要と認めた事件

(2)　移送、中止処分

(3)　勾留・保釈等に関する準抗告で、副部長が必要と認めたもの

２　[redacted]限りの決裁とするもの

検察官事務取扱検察事務官に配点された事件の略式命令請求、不起訴処分

３　新任検事、新任副検事が主任となる事件については、令和８年７月１日付け「事件配点、決裁区分について」記載のとおりとする